

「高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に対する支援に係る検討会」開催要領

平成 28 年 3 月 23 日

1. 目的

PCB 廃棄物等について、安全かつ確実に処理完了期限内に一日でも早く PCB 廃棄物の処理を完了するために必要な追加的方策について、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」において検討が行われ、平成 28 年 2 月に当該検討委員会において報告書「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」が取りまとめられた。

本報告書において、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して PCB 廃棄物の処理が滞っている事案については、処理完了期限内の処理を確保するための行政代執行を円滑にする制度の導入を検討する必要があるとされ、また、事業者が存在しない、資力不足等の場合であって、行政代執行に要した費用を当該事業者から徴収することが困難な場合について、支援のあり方を併せて検討する必要があるとされたところである。

これを踏まえ、処理完了期限内の処理を確実なものとするために、都道府県等が行う高濃度 PCB 廃棄物処理の行政代執行に要した費用を事業者から徴収することが困難な場合についての支援のあり方を検討するため、「高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に対する支援のあり方検討会」を設置する。

2. 構成

- (1) 検討会は、別紙の委員をもって構成する。なお、委員が検討会へ出席できないときは、あらかじめ座長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは委員以外の者に出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

3. 座長

- (1) 検討会には、検討会を統括する座長を置く。
- (2) 座長は、検討会の委員の互選により選任する。

4．運営

- (1) 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (2) 公開した検討会の議事要旨は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、公開するものとする。
- (3) 上記のほか、検討会、議事要旨の公開及び検討会の運営に関し必要な事項については、座長が定めることができるものとする。

5．庶務

検討会の庶務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課が担当する。